

第7 屋外貯蔵所

1 貯蔵所の定義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

2 貯蔵所の区分等について

- (1) 第1石油類、第2石油類及び第3石油類を収納した18l缶を5,000から10,000個コンテナに混載して運搬しているが、危険物を収納したコンテナを自動車に積載されるまでの間、屋外に放置されている。この場合、コンテナを臨時的に屋外に置く場合は、法第10条第1項のただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を要する。なお、当該コンテナを継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受けるが、当該コンテナ置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。またコンテナは危政令第28条に規定する運搬容器としてみなすことはできない。(S45.6.29 消防予第136号質疑)
- (2) 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることとなるため、屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S51.11.24 消防危第100号質疑)
- (3) 屋外貯蔵所は、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの(以下「硫黄等」という。)で塊状のものを除き、屋外の場所において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。

3 指定数量の求め方については次によること。(★)

当該施設内に貯蔵する危険物の合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(屋外貯蔵所の基準)

危政令第16条第1項

1 タンクコンテナ

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合については、別記19「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準」によること。

(保安距離)

危政令第16条第1項第1号

1 保安距離

「保安距離」については、別記5「保安距離」によること。

(設置場所)

危政令第16条第1項第2号

1 排水のよい場所

「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装又は碎石等で固める等の措置を講じた場所をいう。(★)

また、地盤面は、危険物の流出防止措置を講ずるとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第4類の危険物(水に溶けないものに限る。)を取り扱う場合にあつては、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けること。(★)

なお、定期修理期間中の貯蔵又は臨時的に貯蔵する場合等、特別な事由の認められる場合で、漏洩拡散防止が図られる場合にあつては、これらによらないことができる。(★)

2 流出防止及び油分離装置

「流出防止及び油分離装置」については、「製造所」の例によること。

3 油分離槽

「油分離槽」については、別記12「油分離槽」によること。

(区画)

危政令第16条第1項第3号

1 区画

さく等は、支柱、柵又は盛土等とし、支柱又は柵を用いる場合の構造は、次によること。(★)

- (1) 床面からの高さを1m以上とすること。
- (2) 堅固な不燃材料で造ること。
- (3) おおむね0.3mの間隔で不燃材料により造った鎖、鉄線等の横棧を設けること。
- (4) 出入口、その他固定された柵を設けることにより取扱作業に著しい障害になる部分については、取り外し可能なものとする事ができる。

(保有空地)

危政令第16条第1項第4号

1 保有空地

「保有空地」については、別記7「保有空地」によること。

(標識・掲示板)

危政令第16条第1項第5号

1 標識・掲示板

「標識・掲示板」については、別記9「標識、掲示板」によること。

(架台)

危政令第16条第1項第6号

1 架台の高さ

架台の高さは、地盤面から架台の最上段までの高さとし、危険物を収納する容器は、架台の最上段を越えて貯蔵しないこと。(★)

2 屋外貯蔵所の架台の構造及び設備の基準

「屋外貯蔵所の架台の構造及び設備の基準」については、「屋内貯蔵所」の例によること。

(H8.10.15 消防危第125号通知)

(硫黄のみを貯蔵する場合) 危政令第16条第2項

1 硫黄のみを貯蔵する場合

本項の基準は、塊状の硫黄等(第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するものをいう。以下同じ。)を容器に収納しないで、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について規定したものであり、貯蔵し又は取り扱うことのできる危険物は、塊状の硫黄等に限られるものであること。

(H1.3.1 消防危第14号、消防特第34号通知)

2 囲い

原則として本項に規定する「囲い」は、危政令第16条第1項第3号の「さく等」に含まれるものではないが、囲い相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。(S54.7.30 消防危第80号通知)

(高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例)

危政令第16条第3項

(引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例)

危政令第16条第4項

1 危険物を適温に保つための散水設備等

危省令第24条の13第1号に規定する「危険物を適温に保つための散水設備等」については、次による。(★)

- (1) 適温とは、貯蔵する危険物に応じた温度とし、かつ、55℃以下で管理すること。
- (2) 貯蔵容器の表面を一様に覆うように設置すること。
- (3) 水源は上水道又は工業用水道で支障ないものとする。
- (4) 散水量は、危険物を適温に保つための量とし、以下の設備方式等とする。

ア 危省令第33条第1項第5号に規定する著しく消火困難な屋外貯蔵所については、自動散水方式（温度センサー又はタイマー作動等）とする。

イ ア以外の屋外貯蔵所については、自動散水方式又は手動散水方式とする。

2 散水設備及び流出防止の排水溝及び貯留設備

危省令第24条の13第1号（散水設備等）及び第2号（流出防止の排水溝及び貯留設備）の基準については、当該各号に規定する危険物に対してのみ適用されるものである。